

●香川県監査委員公表第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成21年7月17日

香川県監査委員 宮本欣貞
同 都村尚志
同 鍋嶋明人
同 仲山省三

- 1 監査対象部局 商工労働部
- 2 監査対象年度 平成20年度
- 3 監査の概要

監査対象機関	監査年月日
産業技術センター	平成21年4月15日
計量検定所	”
高松高等技術学校	”
栗林公園観光事務所	平成21年4月24日
観光交流局	平成21年5月19日
産業政策課 (産業集積推進室)	平成21年5月22日
経営支援課	”
労働政策課	”
大阪事務所	平成21年6月2日
丸亀高等技術学校	平成21年6月26日

4 監査の結果

財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

予算執行及び財産管理に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。

(1) 指摘事項

該当事項なし

(2) 指導注意事項

ア 収入について

(ア) 行政財産使用許可に係る管理諸経費について、電話料の算定を誤っているので、不足分を徴収する必要がある。(計量検定所)

(イ) 行政財産使用許可に係る管理諸経費について、電気代の算定が正確でないので、使用実績にあわせて管理諸経費を徴収する必要がある。(高松高等技術学校)

イ 契約について

(ア) 事業主委託訓練事業について、委託契約書の一部に遅延損害金等の項目が記載されていないものがあり、また、履行を確認した書類が一部、添付されていないものがあった。

(丸亀高等技術学校)

(イ) 随意契約内容の公表について、県の事務処理要領に基づくホームページによる公表が行

われていないものがあった。(観光交流局)

ウ 物品について

(ア) 印刷機及び電子複写機の借入れについて、借入品出納保管簿に登録されていなかった。

(高松高等技術学校)

(イ) 指定管理者に貸し付けている物品について、貸付契約の貸付物品一覧表から漏れているものがあった。(観光交流局)

エ 財産について

都市公園台帳について、工作物等の設置、改修等が記載されていないものがあった。

(観光交流局)

オ 自主検査について

発酵食品研究所の収入、物品に係る自主検査について、所の長(産業技術センター)による検査が行われていなかった。(産業技術センター)

(3) 検討指示事項

瀬戸大橋記念公園等の管理運営に関する地元市負担金について、出納整理期間中に一括納付されているので、分割納付など納付方法を検討する必要がある。(観光交流局)